

山監第N3104-18号

平成29年（2017年）3月30日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白川英夫

山陽小野田市監査委員 石田清廉

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

平成29年3月30日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

文化・スポーツ振興部

文化・スポーツ政策室、文化振興課及びスポーツ振興課

#### 3 監査の期間

平成 29 年 3 月 13 日から平成 29 年 3 月 28 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 28 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。

なお、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。